

# 井戸新設 既存井戸 開発行為は

## 条例に基づく届け出が必要です

平成26年1月1日、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例が全面施行となりました。条例の概要については、広報ゆざ平成25年8月号でお知らせしておりますので、今回は条例に基づき必要な届出等についてご案内いたします。

### 井戸設置の事前届出は工事着手の60日前まで

#### 1. 井戸設置の事前届出

〔表1〕に該当する井戸を新たに設置しようとするときは、工事に着手しようとする60日前までに届け出なければなりません。

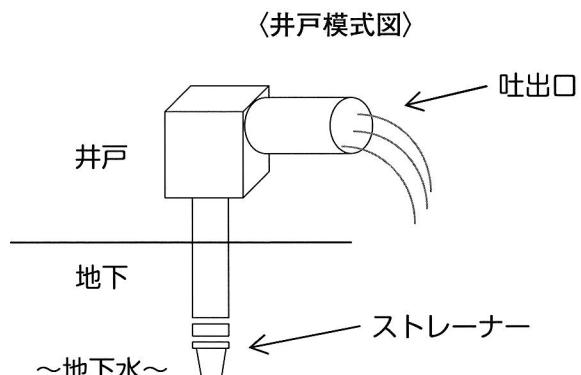
また、町長は、地下水の適正な利用を図る上で必要と認めるときは、届出の日から30日以内に必要な指導を行うことができます。

〔表1〕

区分	吐出口の断面積 (届出の対象となる井戸の規模)
水源保護地域 (表4参照)	4cm <sup>2</sup> 以下の井戸（直径23ミリ未満） これを超える井戸は設置できません
上記以外の町内	10cm <sup>2</sup> を超える井戸（直径36ミリ以上）

### 届け出の内容

- (1) 井戸設置（予定）者の住所及び氏名（法人又は団体にあっては、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 井戸の設置場所およびストレーナーの位置
- (3) 井戸の吐出口の断面積
- (4) 取水する地下水の用途
- (5) 地下水の取水開始予定日
- (6) 揚水機の揚水能力及び1カ月の取水予定量



### 既存井戸の届出は3月31日まで

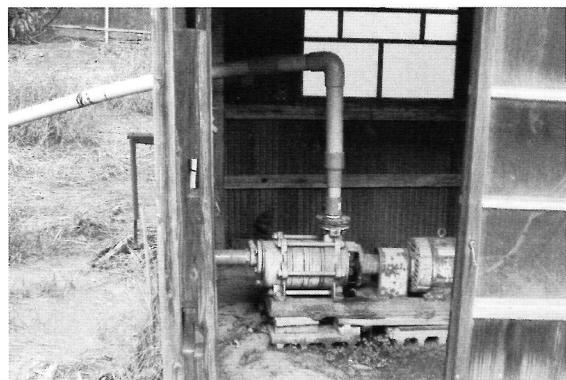
#### 2. 既存井戸の届出

平成26年1月1日時点で、事前届出の対象となる井戸をすでに設置している場合は、自噴・揚水に関係なく3月31日まで届出をしていただきます。

届出様式1枚をこの広報で配布しましたのでご利用ください。井戸が複数ある場合は、役場担当にご連絡いただければ必要枚数をお届けします。提出先は役場2階企画課です。  
(担当 企画課企画係 ☎ 72-4523)

町内の井戸設置の実態を把握するために、ご協力をお願いいたします。

動力揚水の例



## 開発行為は事前協議が必要です

### 3. 協議対象事業の事前協議

水源保護地域及び水源涵養保全地域〔表4〕で行おうとする開発行為が協議対象事業〔表2〕に該当する場合は、規則で定める期日前までに町長に事前協議の届出をしなければなりません。この場合、町民その他の関係者を対象にした説明会も実施しなければなりません。

協議の結果、規制対象事業〔表3〕に該当しないと認定された場合に事業着手が認められます。

〔表2〕

協議対象事業
①土石又は砂利を採取する事業
②畜産事業場を設置する事業で、規則で定めるもの
③廃棄物処理施設を設置する事業
④その他土地の形質を変更する事業で、規則で定めるもの

〔表3〕

規制対象事業
①森林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業
②地下水の水質悪化をもたらすおそれがある事業
③地下水脈を損傷する恐れがある事業
④水道水、農業用水または漁業用水の確保に支障をもたらすおそれがある事業
※規制対象事業の該当基準等を定める要綱を別途制定しています。

## 開発行為は町に、土地取引等は県に事前届出を

### 4. 山形県水資源保全条例との関係

県は山形県水資源保全条例（以下「県条例」という。）に基づき、遊佐町内の山林等の一部を水資源保全地域〔表4〕に指定しました。その後町が指定した水源涵養保全地域は、県指定の水資源保全地域をすべて含む形となっています。

県との協議により、平成26年1月1日以降の県指定の水資源保全地域における県条例の適用については、土地取引等の事前届出に関することとし、開発行為は町に事前協議することとしました。そのため「開発行為は町に、土地取引等は県に、それぞれ事前届出が必要」ということになります。

〔表4〕

地域区分	指定地域	指定地域該当の問合せ
水源保護地域（町指定）	大楯地区（浄水場周辺） 吹浦元町地区・吹浦小谷地地区	所有する森林等の指定地域該当の有無など詳細につきましては、企画課企画係に問合せ願います。
水源涵養保全地域（町指定）	鳥海山麓の森林地域（一部を除き重複）	
水資源保全地域（県指定）		



鳥海山の健全な水循環がもたらす恵みを次代に継承するため、ご協力をよろしくお願いいたします。

●圓／企画課企画係 ☎ 72-4523